

令和元年司法試験に適正な合格判定を求める会長声明

2019年（令和元年）8月9日

兵庫県弁護士会

会長 堺 充 廣

〈声明の趣旨〉

当会は、司法試験委員会に対し、令和元年司法試験においては、1500人程度という人数を前提にすることなく、適正な合否判定がなされることを求める。

〈声明の理由〉

- 1 令和元年司法試験の受験者数は、4466人（平成30年は5238人）であり、平成23年の8765人から減少傾向が続いている。
他方、合格者数は、平成30年は1525人となっており、平成27年6月の政府決定以来、1500人以上を保っている。
この間の合格率は、平成28年が22.9%、平成29年が25.8%、平成30年が29.1%と上昇傾向にある。
- 2 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり（司法試験法1条1項）、司法を担う者を選抜するという事柄の性質上、厳正な合否判定が求められる。
平成27年の政府決定にも、1500人程度という目標は、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでない」ことが明示されている。
単に合格者数を確保するためだけに合格判定が緩められるとなれば、別年度で受験した受験生との間に不公平を生じかねない。
合格者の大半の進路である司法修習においても、司法修習生間の法律の習熟度の差が大きくなり、担当教官が司法修習生に基本概念を理解させることに時間を取られるなど、司法修習の運営にも支障を来しかねない。
司法修習修了後、法曹となった者は直ぐに実務に就くのであるから、受験生時代に実務で必要になる法律の原理原則が習得できていないとなれば、適切な事件処理もままならなくなる。
- 3 当会は、平成29年7月に、「平成29年司法試験に厳正な合格判定を求める会長声明」、平成30年7月に、「平成30年司法試験に厳正な合格判定を求める会長声明」を発出しているところである。
現行の法曹養成制度が質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入されたものであるとしても、輩出される法曹が高い質を備えていなければ、社会の法的需要に応えることすらできなくなることが懸念される。
当会は、司法試験委員会に対し、令和元年司法試験の合否判定においては、1500人程度という人数を前提にすることなく、適正な合否判定がなされることを求める。